電力需給対策を実施するに当たって望まれる制度見直し事項等について

平成23年4月8日(金)

製 造 産 業 局

電力需給対策について、ご協力いただきましてありがとうございます。

既に、各需要家(事業者)においては、具体的な電力需給対策の検討を進めていただいておりますが、その検討の過程で、制度的に見直すべき事項等がございましたら、別添フォーマットに必要事項をご記入の上、ご提出ください。なお、これまでに、寄せられている見直すべき事項としては、以下のようなものがございます。

- ●休日・夏期休業の設定・延長等を業界内で調整を図る際の独占禁止法の運用弾力化
- ●室内温度設定の引上げを検討する際、室内温度を規制している労働安全衛生法の運用明確化
- ●自家発電設置に伴う環境規制の弾力化

また、制度的に見直すべき事項以外にもご要望がございましたら、併せて別添フォーマットに必要事項をご記入の上、ご提出ください。

大変お忙しいところと存じますが、4月13日(水)10:00までに、以下の担当 課までメールにてご提出ください。

【ご提出先・お問い合わせ先】

経済産業省製造産業局自動車課 飛矢崎(ひやざき)、立石

hiyazaki-mineo@meti.go.jp

tatsuishi-takuya@meti.go.jp

TEL: 03-3501-1690

ショートノーティスの御依頼で大変恐縮ですが、何卒、よろしくお願いします。

(注) 地方自治体の制度も検討対象とします。